

# 中本誠後援会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、中本誠後援会と称し、主たる事務所を神奈川県川崎市内におく。

(目的)

第2条 本会は、中本誠氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 理事若干名 監事2名 会計責任者1名

(役員を選出及び任期)

第6条 1 役員は、総会において選出する。  
2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 1 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。  
2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって当てる。

(会計年度及び会計監査)

第9条 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。  
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成31年1月4日より実施する。